

筑西市学校の在り方検討委員会の組織、運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、筑西市附属機関に関する条例（令和2年条例第4号。以下「条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、筑西市学校の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 条例第3条の規定により筑西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める検討委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市における小中一貫教育の実施に係る基本的方針に関すること。
- (2) 小中一貫教育の基本的な取組に関すること。
- (3) 小中一貫教育モデル事業に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員40人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次の事項に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小学校、中学校及び義務教育学校（以下「小中学校等」という。）の教職員
- (2) 本市の区域内に存する特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下同じ。）の職員
- (3) 小中学校等に在籍する児童又は生徒の保護者
- (4) 本市の区域内に存する特定教育・保育施設に在籍する児童の保護者
- (5) 自治会の代表者
- (6) 市議会議員の代表者
- (7) 学識経験者
- (8) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める者

3 委員（前項第1号に掲げる者を除く。）は、非常勤とする。

4 検討委員会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 公職等にあることの理由で委嘱された委員は、当該理由がやんだときは、委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会学校整備主管課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年教委告示第7号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日（以下「施行の日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の筑西市学校の在り方検討委員会設置要綱第3条の規定は、施行の日以後に委嘱された委員による委員会について適用し、施行の日の前日までに委嘱された委員による委員会については、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月13日教委告示第7号）

この告示は、令和4年9月13日から施行する。